

令和3年度 大分市

# 中小企業人材育成支援事業補助金のご案内

中小企業の役員及び従業員が業務上必要な能力の向上または技術、知識等の習得のための研修へ参加する場合、事業者に対して研修費、交通費、宿泊費を補助します！

**前期 受付期間：令和3年 4月 1日(木)～令和3年10月29日(金)**

**後期 受付期間：令和3年11月 1日(月)～令和4年 3月31日(木)**

※募集は先着順とし、それぞれの予算枠上限に達した時点で、受付を終了します。

## 対象となる事業者

- ・大分市内に事業所(本社・支社・工場等)がある中小企業  
※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(個人事業を含む)
- ・市税に滞納がないこと

## 対象となる研修受講者

- ・大分市内に勤務する常勤の役員及び正規従業員  
※パート・アルバイトは除く

## 対象となる研修

- ・業務上必要な能力の向上または技術、知識等の習得のための研修及び講習(オンライン研修も対象※要件あり)
- ・**年度内**に行われ、実研修時間が**6時間以上**のもの

具体的には以下の機関が実施するもの

- (1) 公的研修機関(中小企業大学校、大分県産業創造機構等)
- (2) 試験研究機関、教育訓練機関、中小企業団体、事業協同組合等
- (3) 専門的な研修を行っている民間団体又は企業等

※ 飲食が組み込まれている研修は対象外となる場合があります。

- (1)の例／中小企業大学校「経営未来塾 IoTと中小企業」、産業創造機構「会社経理の基礎研修」
- (2)の例／商工会議所「中堅社員パワーアップ講座」、組合主催「技能検定事前講習」「技術研修会」
- (3)の例／(株)〇〇「ホームページ作成セミナー」



## 助成の内容

**年度内に支払った研修費・交通費・宿泊費の2/3**

※1人1回10万円を限度とし、1企業につき1年度30万円までとします。

※研修費が補助の対象とならない場合、宿泊費・交通費のみを対象とすることはできません。

※資格の受験料、更新料は対象外です。

※国・県等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている場合は対象外です。

## お問い合わせ

提出書類など詳細については、大分市商工労働観光部創業経営支援課(市役所本庁舎9階)へお気軽にご相談ください! TEL 097-585-6029

# 手続きの流れ

## <研修受講前に申請する場合>

### 申請

- ・申請書(様式第1号)
- ・研修概要書(様式第2号)
- ・研修案内等
- ・市税完納証明書
- ・誓約書(様式第3号)

**補助金交付決定**  
【交付決定通知書(様式第4号)を送付】

### 研修受講

**実績報告**  
受講後2週間以内に  
提出してください。

- ・実績報告書(様式第7号)
- ・受講証明書
- ・領収書の写し

**補助金額の確定**  
【確定通知書(様式第8号)を送付】

### 請求

- ・請求書(様式第11号)

## <研修受講後に申請する場合>

### 研修受講

**申請兼実績報告**  
受講後速やかに  
提出してください。

- ・申請兼実績報告書(様式第9号)
- ・研修概要書(様式第2号)
- ・研修案内等
- ・受講証明書
- ・領収書の写し
- ・市税完納証明書
- ・誓約書(様式第3号)

**補助金額の確定**  
【確定通知書(様式第10号)を送付】

### 請求

- ・請求書(様式第11号)



- ①「実績報告書」及び「申請兼実績報告書」の提出期限は、研修を受講した年度の末日（開庁日に限る）までです。申請は、受講料等の支払いと研修を受講する年度が同じであることが前提です。
- ②研修を年度の末月(3月)に受講される場合は、①の理由により、<研修受講前の申請>をおすすめします。また、後期受付開始日(令和3年11月1日)前後が研修期間となる場合は、前期に<研修受講前の申請>をすることをおすすめします。
- ③補助金額の確定の通知書が届きましたら、「請求書」を速やかに提出してください。

各種様式は大分市ホームページからダウンロードできます。  
ホーム→仕事・産業→企業支援→企業への補助金・共済制度

※すでに補助金の交付を受けた場合であっても、偽り・その他不正の手段によることが判明したときは、補助金の返還を求めることがあります。